

仙台市太陽光発電事業の健全かつ 適正な導入、運用等の促進に関する条例 説明会

令和5年8月4日(金)10:30~11:30

仙台市環境局環境企画課



本日の目次

- 1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務
- 2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)
について必要となる手続
- 3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)
について必要となる手続
- 4 新規施設・既存施設に共通の事項
- 5 その他

本日の目次

1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務

- 2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)
について必要となる手続
- 3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)
について必要となる手続
- 4 新規施設・既存施設に共通の事項
- 5 その他

条例の構成

第1条	目的	第14条	事業計画の変更
第2条	定義	第15条	維持管理等
第3条	市の責務	第16条	大規模事業者の保険・共済への加入
第4条	事業者の責務	第17条	地位の承継
第5条	土地の所有者等の責務	第18条	廃止の届出
第6条	地域住民等への説明等	第19条	太陽光発電施設の撤去・処分
第7条	設置規制区域内への設置	第20条	指導・助言
第8条	設置規制区域内における設置許可	第21条	報告の徴収・立入検査
第9条	変更許可	第22～24条	勧告・措置命令・公表
第10条	設置許可に係る工事の着手等の届出	第25条	他自治体の条例との関係
第11条	設置許可の取消	第26条	委任
第12条	事業計画の届出	第27条	罰則
第13条	誓約書の提出	附則	

条例のポイント

- ① 仙台市内に出力20kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、設置から廃止まで所定の手続が必要
- ② 一部区域を設置規制区域と定め、当該区域内に設置する場合は、工事着手前に市長の許可が必要
- ③ これまでは宮城県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」が適用されていたが、仙台市内においては、令和5年10月1日以降、本条例が適用される

◆宮城県条例との主な違い

	仙台市条例	宮城県条例
対象規模	20kW以上	50kW以上
設置規制区域の観点	土砂災害防止、 <u>景観・自然環境保全の観点</u>	土砂災害防止の観点
大規模事業者 (出力1,000kW以上)	独自の義務手続あり	—

条例の目的（条例第1条）

「防災環境都市」としての仙台における脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的としています。

定義（条例第2条）

用語	説明
太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設で出力 20kW 以上のもの（ <u>屋根や屋上等に設置するものを除く</u> ） ※出力は原則PVとPCSの出力のいずれか小さい方で判断
太陽光発電施設の設置	新設及び増設（これらのための木竹の伐採や土地の形質の変更を含む）
太陽光発電事業	太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業（売電か自家消費かは問わない）
事業者	太陽光発電事業を行う者（個人か法人かは問わない）
大規模事業者	事業者のうち、太陽光発電施設一か所当たりの <u>合計出力が1,000kW以上</u> の太陽光発電事業を行う者
事業区域	太陽光発電事業のために用いる土地の区域
設置規制区域	スライド14参照
維持管理等	維持管理及び保守点検

各主体の責務（条例第3、4、5条）

仙台市

条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずること

事業者



詳細は次のスライド

- 関係法令の遵守
- 地域住民等への情報提供、維持管理等の実施体制の構築、撤去の適正な実施など

土地所有者等

災害の発生の助長や自然・生活環境を損なうおそれのある事業者に土地を使用させることのないように努めること

事業者の責務（条例第4条）

◆義務

関係法令の規定を遵守すること

◆努力義務（規則第4条）

- ① 地域住民等への情報提供
- ② 適正な土地の選定
- ③ 設置工事時の周辺環境への配慮
- ④ 廃棄費用の積立て
- ⑤ 損害賠償責任保険への加入 ※大規模事業者は義務
- ⑥ 地震保険等への加入 ※大規模事業者は義務
- ⑦ 運転開始後の施設の管理
- ⑧ 運転開始後の周辺環境への配慮
- ⑨ 発電事業の継続
- ⑩ 事業廃止後の適正な措置

本日の目次

1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務

2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)について必要となる手続

3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)について必要となる手続

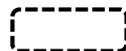
4 新規施設・既存施設に共通の事項

5 その他

新規施設の手続フロー



必ず行う手続



必要に応じて行う手続

設置規制区域内の場合

設置規制区域外の場合

事業の計画段階

市への事前相談・地域住民等への説明・関係法令に基づく手続

設置許可申請書の提出
維持管理等計画の提出

事業計画届出書の提出
誓約書の提出

(市の審査・許可後)
誓約書の提出

(大規模事業者) 損害賠償責任保険への加入
・証明書の提出

工事中

工事着手届の提出

工事完了届の提出

運転開始前

(大規模事業者) 各種保険への加入
・証明書の提出

維持管理等計画の公表

運転開始

運転中

(大規模事業者) 財務計算に関する諸表の
提出 (設置から3年間)

発電設備の維持管理等

承継届の提出

廃止

廃止届の提出

地域住民等への説明（条例第6条）

区域内

区域外

（1）説明対象

事業区域が所在する区域に居住する住民や町内会、事業実施により著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民など

（2）説明方法

説明会、個別説明、ポスティングなど

（3）他法令の説明会との関係

他関係法令の住民説明と一体で行うことも可能

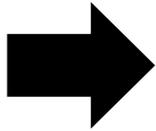
（4）市への報告

設置許可申請または事業計画届出の際に、地域住民等説明実施記録により報告が必要

本日の目次

1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務

2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)について必要となる手続



設置規制区域内に設置しようとする場合

3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)について必要となる手続

4 新規施設・既存施設に共通の事項

5 その他

設置規制区域内への設置 (条例第7条)

区域内

全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする場合は、工事着手前に市長の許可が必要

設置規制区域

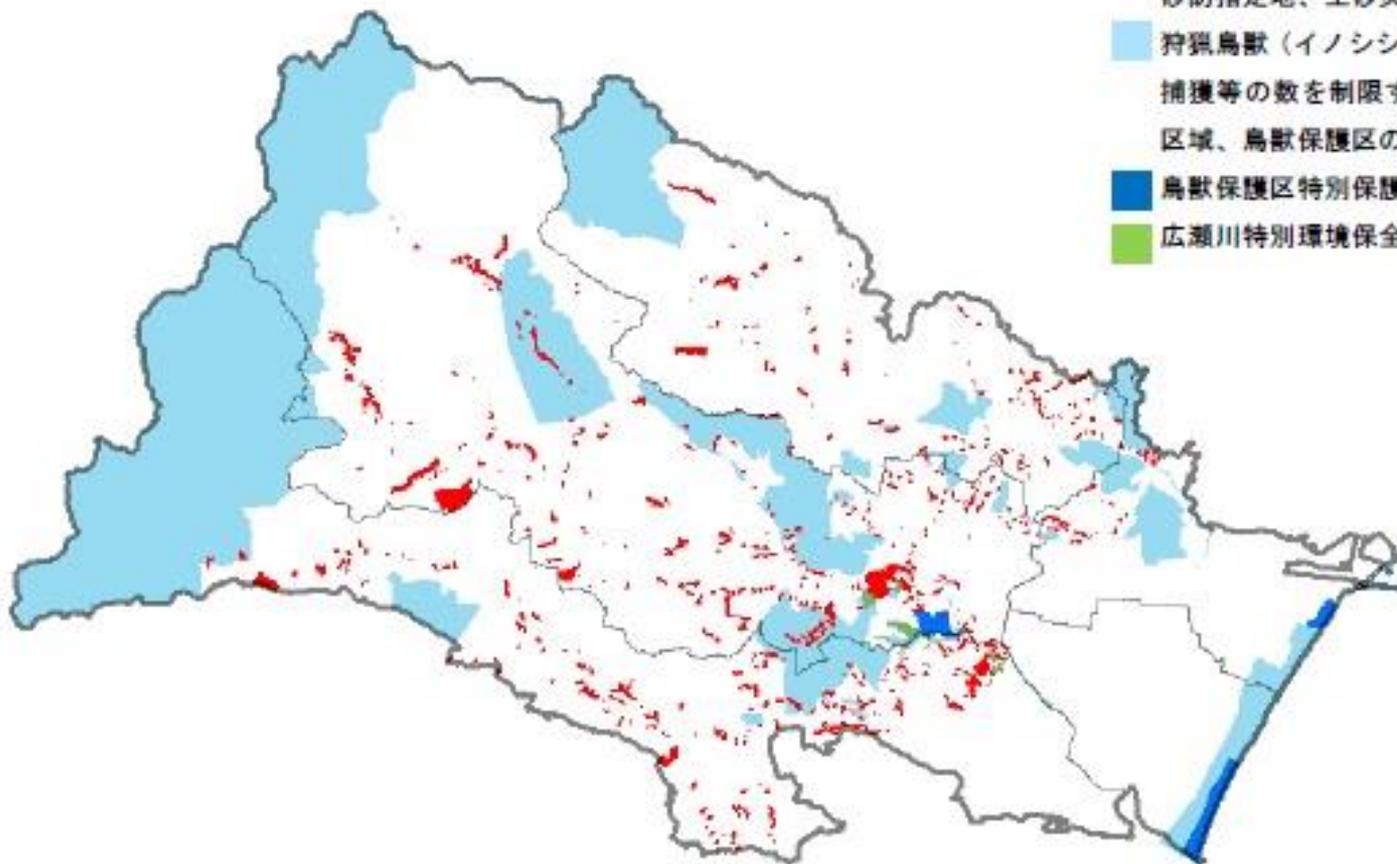
- ①地すべり防止区域 (地すべり等防止法)
- ②急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ③砂防指定地 (宮城県「砂防指定地等管理条例」)
- ④土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- ⑤狩猟鳥獣 (イノシシを除く) の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑥鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑦特別保護地区 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑧特別環境保全区域 (仙台市「広瀬川の清流を守る条例施行規則」)

設置規制区域（イメージ図）

区域内

【凡例】

- 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域
- 狩猟鳥獣（イノシシを除く）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域、鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 広瀬川特別環境保全区域



設置規制区域の確認方法

区域内

各区域の種別	問い合わせ先	インターネット上での確認方法
地すべり防止区域	宮城県土木部仙台土木事務所 行政第二班 022-297-4118 ※必ず告示図書等をご確認ください。	宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）： https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/ 告示図書： https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html ※宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）及び告示図書に関してのお問合せは、宮城県土木部防災砂防課砂防・傾斜地保全班022-211-3232 へお願いします。
急傾斜地崩壊危険区域		
砂防指定地		
土砂災害特別警戒区域		
①狩猟鳥獣（イノシシを除く。）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域 ②鳥獣保護区 ③鳥獣保護区特別保護地区	宮城県環境生活部自然保護課 野生生物保護班 022-211-2673	宮城県ホームページ： https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/03ichizu.html
上記①②のうち、市街化区域を除く区域	仙台市都市整備局都市計画課 計画調整係 022-214-8294	仙台市都市計画情報インターネット提供サービス： https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal
広瀬川特別環境保全区域	仙台市建設局百年の杜推進課 広瀬川創生係 022-214-8327	仙台市都市計画情報インターネット提供サービス： https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal

◆ 提出書類

- ① 設置許可申請書
- ② 維持管理等計画書

添付書類

- ・ 位置図
- ・ 事業区域図
- ・ 配置図
- ・ 排水計画に係る平面図
- ・ 太陽光発電施設の構造図
- ・ 現況写真
- ・ その他必要な書類

設置許可の基準 (条例第8条)

区域内

設置規制区域	設置許可の基準 (規則第7条)
地すべり防止区域	太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないこと
急傾斜地崩壊危険区域	
砂防指定地	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害等による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないこと、または施設の損壊等が生じた場合でも、人的被害、人家等の建物への被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないこと
①狩猟鳥獣（イノシシを除く。）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域 ②鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域 ③鳥獣保護区特別保護地区	太陽光発電施設に係る設置の工事の施工方法及び配置が生態系の維持に配慮したものであること、かつ太陽光発電施設の設置に伴い木竹の伐採又は土地の形質の変更をしようとするときは、必要最小限度のものであること
広瀬川特別環境保全区域	太陽光発電施設が、広瀬川の清流を守る条例施行規則第14条で定める特別環境保全区域に係る許可の基準（高さ等）を満たすこと

許可後の手続

区域内

必ず行う手続

時期	手続
工事 着手前 (条例第10条)	誓約書の提出
工事 着手時 (条例第10条)	工事着手届の提出
工事 完了時 (条例第10条)	工事完了届の提出
運転開始日まで (条例第15条)	維持管理等計画の公表
事業を廃止する時 (条例第18条)	廃止届の提出

必要に応じて行う手続

時期	手続
工事 中止時 (条例第10条)	工事中止届の提出
工事 再開時 (条例第10条)	工事再開届の提出
地位を承継した時 (条例第17条)	地位承継届の提出 ※30日以内
事業計画の変更時 (条例第9条)	次スライド

事業計画変更時（条例第9条）

区域内

◆ 「変更許可」が必要となる場合

発電出力、施設の増設等による面積などの変更

※必ず事前にご相談ください。

- 地域住民等への説明
- 市への事業計画の変更許可申請書の提出

◆ 「変更許可」が不要となる場合

軽微な変更（名称等の変更、工事・運転開始日等予定などの変更）

- 市への軽微変更届出書の提出

◆ 手続きが不要となる場合

- 破損したモジュールの単なる取り換えや架台の修理など

変更の取扱い

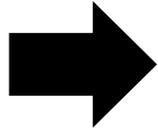
区域内

手 続	住民説明及び 変更許可申請が必要	住民説明不要及び 軽微変更届が必要
住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名 又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業区域予定地	○	
事業区域予定地の面積、登記地目又は現況地目	○	
発電出力	○	
設置規制区域内で事業を行う理由		○
工事の着手若しくは完了の予定年月日又は運転開始若し しくは事業廃止の予定年月日		○
維持管理等計画の公表方法		○
関係法令の手續状況		○
地域住民等への説明状況		○
維持管理等計画	○	
加入保険会社の内容等		○

本日の目次

1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務

2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)について必要となる手続



設置規制区域外に設置しようとする場合

3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)について必要となる手続

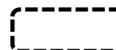
4 新規施設・既存施設に共通の事項

5 その他

新規施設の手続フロー



必ず行う手続



必要に応じて行う手続

設置規制区域内の場合

設置規制区域外の場合

事業の計画段階

市への事前相談・地域住民等への説明・関係法令に基づく手続

設置許可申請書の提出
維持管理等計画の提出

事業計画届出書の提出
誓約書の提出

(市の審査・許可後)
誓約書の提出

(大規模事業者) 損害賠償責任保険への加入
・証明書の提出

工事中

工事着手届の提出

工事完了届の提出

運転開始前

(大規模事業者) 各種保険への加入
・証明書の提出

維持管理等計画の公表

運転開始

運転中

(大規模事業者) 財務計算に関する諸表の
提出 (設置から3年間)

発電設備の維持管理等

承継届の提出

廃止

廃止届の提出

事業計画の届出（条例第12条）

区域外

設置規制区域外に太陽光発電施設を設置しようとする場合は、工事着手前に届出が必要

※必ず事前にご相談ください。

◆ 提出書類

- ① 事業計画届出書
- ② 誓約書

添付書類

- ・ 位置図
- ・ 事業区域図
- ・ 配置図
- ・ 現況写真
- ・ その他必要な書類

届出後の手続

区域外

必ず行う手続

時期	手続
運転開始日まで (条例第15条)	維持管理等計画の公表
事業を廃止する時 (条例第18条)	廃止届の提出

必要に応じて行う手続

時期	手続
地位を承継した時 (条例第17条)	地位承継届の提出 <u>※30日以内</u>
事業計画の変更時 (条例第9条)	次スライド

事業計画変更時（条例第14条）

区域外

◆ 「変更届」が必要な場合

- ・ 住所・氏名、事業名称等、工事・運転開始日の変更
- ・ 発電出力、施設の増設等による面積の変更など

➡ 事業計画変更届の提出

◆ 「変更届」が不要な場合

- ・ 関係法令に基づく手続の状況の変更
- ・ 維持管理等計画の変更

◆ 地域住民等への説明が必要となる場合

- ・ 事業区域、面積、発電出力、維持管理等計画の変更など

変更の取扱い

区域外

手 続	変更届		住民説明 必要
	必要	不要	
住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）	○		
事業名称	○		
事業区域予定地	○		○
事業区域予定地の面積、登記地目又は現況地目	○		○
発電出力	○		○
工事の着手若しくは完了の予定年月日又は運転開始若しくは事業廃止の予定年月日	○		
維持管理等計画の公表方法	○		
関係法令の手續状況		○	
地域住民等への説明状況	○		
維持管理等計画		○	○
加入保険会社の内容等	○		

（1）維持管理等基準

① 平常時

常時安全かつ良好な状態を維持すること

② 災害等の発生が想定される場合

- 発電施設の損壊等による周辺環境への影響を防止するために必要な対応を講ずること
- 必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に情報提供すること

③ 太陽光発電施設の損壊等が発生した場合

- 速やかに復旧に必要な対応を講ずること
- 必要に応じ、近隣関係者及び関係自治体に情報提供すること

（2）維持管理等計画の作成

（1）の基準に基づき、次の事項を含めた計画を作成します。

- ① 平常時の維持管理等計画
- ② 周辺で土砂災害等の発生が想定される場合の計画
- ③ 土砂災害等の発生により施設の損壊等が発生した場合の計画
- ④ 災害その他非常の場合の連絡

（3）維持管理等の実施・記録・保管

（2）で作成した維持管理等計画に従って、適切な維持管理等を行い、その記録を保管をしてください。

（4）公表

（2）で作成した維持管理等計画を、運転開始日までに公表してください。

施設設置場所へ掲示して公表する場合は、少なくとも以下の内容を含めてください。

◆ 必ず公表する事項

- 事業者（維持管理等責任者）の氏名及び住所、連絡先
- 維持管理等を行う者（委託先）の氏名及び住所、連絡先
- 月次・年次点検の時期、内容及び方法
- 発電出力
- 運転開始年月日
- 事業区域（発電設備の設置場所）

維持管理等計画の取扱い

区域内

区域外

維持管理等計画の取扱い（作成・公表・提出）まとめ

	作成・公表		提出	
	必要性	時期	必要性	時期
規制区域内	義務	運転開始日 まで	義務	許可申請時
規制区域外			不要	—

◆報告対象

感電、電気火災、他者への損害、施設の破損など
※電気事業法の報告基準に準じる

（1）事故発生時

- ・速やかに施設の復旧・支障の除去のために必要な措置を講じる
- ・市への第一報（電話、メール等）

（2）処置・復旧後

- ・市への事故等報告書の提出（事故発生から30日以内）

大規模事業者の義務

(条例第15条第5項、第16条)

区域内

区域外

◆ 大規模事業者とは

太陽光発電施設一か所当たりの合計出力が1,000kW以上の太陽光発電事業を行う者

◆ 大規模事業者の義務

○ 損害賠償責任保険への加入

(工事期間中においては、事業者ではなく工事の請負者が加入することでも可)

○ 火災・地震保険への加入

○ 財務計算に関する諸表の提出 (施設設置から3年間)

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ キャッシュ・フロー計算書 (作成している場合に限る。)

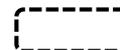
本日の目次

- 1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務
- 2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)について必要となる手続
- 3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)について必要となる手続**
- 4 新規施設・既存施設に共通の事項
- 5 その他

既存施設の手続フロー



必ず行う手続



必要に応じて行う手続

設置規制区域内

既存事業概要届の提出
誓約書の提出
維持管理等計画の公表、提出

設置規制区域外

令和5年10月1日（条例施行日）

変更許可申請書の提出

軽微変更届の提出

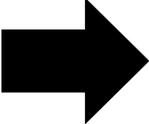
既存事業変更届の提出

市の審査・許可

既存事業者地位承継届の提出

事業廃止届の提出

本日の目次

- 1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務
- 2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)
について必要となる手続
- 3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)
について必要となる手続**
 **設置規制区域内の場合**
- 4 新規施設・既存施設に共通の事項
- 5 その他

設置規制区域内の既存施設①

区域内

◆令和5年10月1日までに必要な手続

(1) 市への書類提出

- ①既存事業概要届出書
- ②誓約書
- ③維持管理等計画書

添付書類

- 位置図
- 事業区域図
- 配置図
- 現況写真
- その他必要な書類

(2) 維持管理等計画の公表

公表方法は、新規施設に準じる

設置規制区域内の既存施設②

区域内

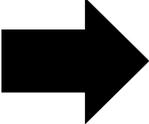
◆努力義務

- 地域住民等への説明
- 損害賠償責任保険、火災・地震保険への加入
(大規模事業者)

◆令和5年10月1日以降の手続

時期	手続
事業計画変更時 (条例附則第5項)	事業変更許可申請または軽微変更届出書の提出
地位承継時 (条例附則第12項)	既存事業者地位承継届出書の提出
事業を廃止する時 (条例第18条)	事業廃止届出書の提出

本日の目次

- 1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務
- 2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)
について必要となる手続
- 3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)
について必要となる手続**
 **設置規制区域外の場合**
- 4 新規施設・既存施設に共通の事項
- 5 その他

◆努力義務

- 維持管理等計画の公表
- 損害賠償責任保険、火災・地震保険への加入
(大規模事業者)

◆令和5年10月1日以降の手続

時期	手続
事業計画変更時 (条例附則第5項)	既存事業変更届出書の提出
地位承継時 (条例附則第12項)	既存事業者地位承継届出書の提出
事業を廃止する時 (条例第18条)	事業廃止届出書の提出

本日の目次

- 1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務
- 2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)
について必要となる手続
- 3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)
について必要となる手続
- 4 新規施設・既存施設に共通の事項**
- 5 その他

地位の承継 / 事業の廃止

(条例第17・18条・附則12)

区域内

区域外

◆ 地位を承継したとき（譲渡、相続、合併等）

- 地位承継届出書の提出（承継日から30日以内）
- 地域住民等への説明
- 維持管理等計画の作成・公表
- 誓約書の提出

※新規施設の大規模事業者の場合は、上記のほか、承継日以降の損害賠償責任保険等に加入することが必要です。

◆ 事業を廃止するとき

- 事業廃止届出書の提出

（注）FIT制度等による売電期間を終了し、自家消費する場合などは「廃止」に当たらない

◆ 留意事項

- 廃止後の事業区域を安全に管理するための必要な措置を講ずること
- 廃止後の事業区域について、周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努めること
- 地域住民等と条件や約束がある場合は、それに基づき誠実に履行すること

◆ 撤去・廃棄物の処理（条例第19条）

- 発生した廃棄物について、リユース・リサイクルに努めること
 - ※環境省「太陽光発電設備のリサイクルの推進に向けたガイドライン」参照
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令の遵守、適切な処分の実施

市の指導助言・勧告/罰則等

(条例20・21・22・23・24・27条)

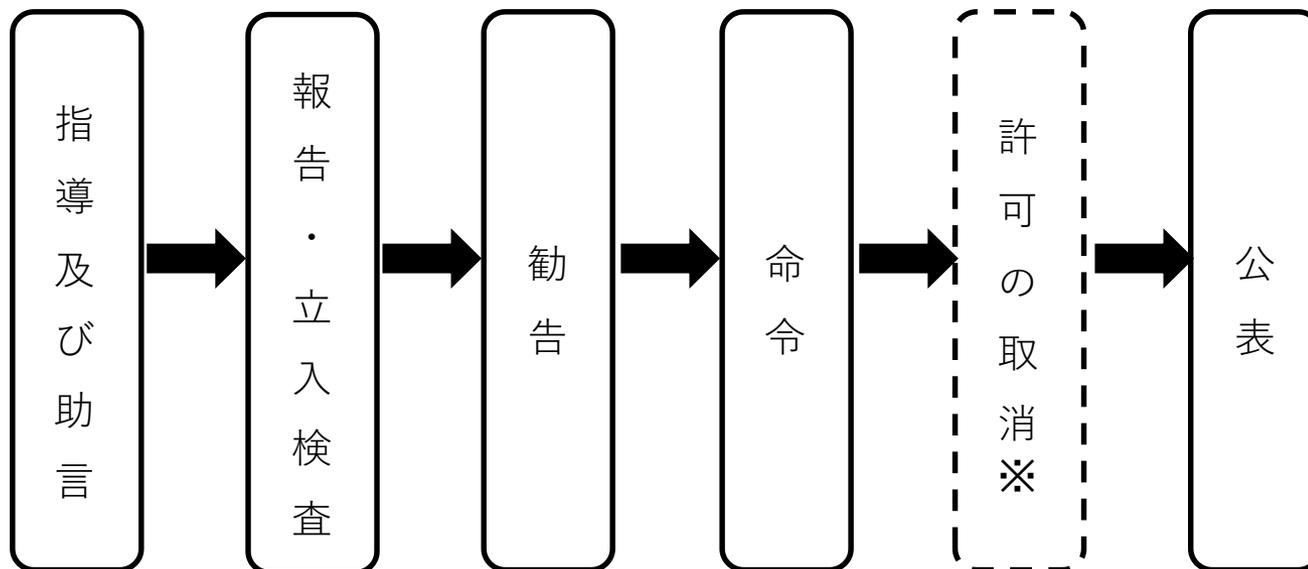
区域内

区域外

許可や届出をせず、又は虚偽の届出をして設置した場合
報告や立入検査等に応じない場合

過料

(5万円以下)



※設置許可を受けていた場合

※本条例が遵守されない場合、FIT制度等の認定基準である「関係法令の遵守」を満たさないものとして、FIT制度等による認定が取り消しとなる可能性があります。

本日の目次

- 1 条例の構成・目的・定義・各主体の責務
- 2 新規施設(施行日R5.10.1以降に工事着手する施設)
について必要となる手続
- 3 既存施設(施行日R5.10.1より前に工事着手した施設)
について必要となる手続
- 4 新規施設・既存施設に共通の事項

5 その他

その他①

◆宮城県条例との適用関係について

仙台市条例の施行日である令和5年10月1日以降は、市内に設置される施設には**本市条例のみが適用**されます。



これまで県条例が適用されていた施設も、10月1日以降は、県への手続は不要となります。
本市に対して手続を行ってください。

その他②

手引書・様式等については市ホームページからダウンロードできます。

本日の説明会の配信や質問への回答もこちらのページに掲載します。

<https://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyochozen/kurashi/taiyokojorei/taiyokojorei.html>

The image shows a screenshot of the Sendai City website. At the top, there is a header with the city logo and name '仙台市 SENDAI CITY 杜の都'. Below the header is a navigation menu with icons for 'ホーム', 'くらしの情報', '観光情報・イベント', and '事業者向け情報'. A search bar is located in the top right corner, with a callout box pointing to it containing the text 「太陽光条例」で検索. The search bar is highlighted with a red box. Below the search bar, there are several links and a 'FAQ' section. The main content area features a large banner for '仙台市天文台 プラネタリウム 6.19 リニューアルオープン'.

その他③

◆ 問合せ先

〒980-8671

仙台市青葉区二日町6-12

二日町第二仮庁舎（MSビル二日町）5階

仙台市環境局環境部環境企画課

電話：022-214-8219（直通）

ファクス：022-214-0580

E-mail：taiyoko-jorei@city.sendai.jp

※電話回線混雑回避のため、メールでのお問い合わせにご協力をお願いいたします。